

呉市浄化槽台帳システム構築業務仕様書

1 業務名

呉市浄化槽台帳システム構築業務（以下、「本業務」という。）

2 業務実施場所

広島県呉市青山町 5 番 3 号（環境試験センター）

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

4 業務目的

本業務は、浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 4 9 条に規定される浄化槽台帳の作成に係る委託業務である。

本業務の目的は以下の 2 点である。

（1）浄化槽設置情報と維持管理情報を整備し、正確で整合・統一のとれた浄化槽台帳を活用して、浄化槽に係る業務を推進すること。

（2）整備された浄化槽台帳をもとに、円滑かつ安全な管理・運用ができる浄化槽台帳管理システムを構築し、浄化槽管理者に対する適切な指導と浄化槽の適正管理を推進すること。

5 業務内容

以下の仕様に基づき本業務に係る事業を行うこととするとともに、詳細については本市と受託者が協議の上、決定すること。

（1）システム構築

システムは、既存の本市 kintone ドメインに構築すること。

以下のアカウントは本市から提供する。

本市職員用：1、構築業務用：1

本市で保有する FormBridge, kViewer 環境は、利用可能である。

他自治体に導入実績のあるパッケージシステムの導入によるシステム構築が望ましい。事業者到他自治体に本業務の導入実績のある場合、新規構築も許容する。

(2) 教育・研修

システム操作マニュアルを作成し、利用者（本市職員）に研修を実施すること。

(3) データ移行

既存の浄化槽台帳データを構築するシステムへ移行すること。

あわせて集計・分析の実施が可能となるようデータクレンジングを実施すること。

なお、既存台帳の例は別紙 2 に示す。

対象データ

浄化槽台帳：6 4 0 0 件

保守点検業者・清掃業者名簿：3 2 件

その他必要なデータ

(4) システム機能要件・台帳項目

システム機能要件については別紙 3，台帳項目については別紙 4 参照。

(5) システム非機能要件

以下に非機能要件を示す。

ア 利用者数

（市職員）

環境試験センター：3 人

（外部）

公益社団法人広島県環境保全センター：1 人

公益社団法人広島県浄化槽協会：1 人

保守点検業者：1 9 人

清掃業者：1 3 人

イ 可用性

原則 2 4 時間 3 6 5 日（計画停止を除く）とする。

ウ 信頼性要件

システム稼働率：9 9 . 9 % 以上（計画停止を除く）

6 スケジュール

想定スケジュールを以下に示す。

令和7年9月 契約

令和7年9月～令和8年3月 システム構築

令和8年4月 本番運用開始

7 実施体制・条件

- (1) プロジェクト体制には、kintone 認定アプリデザイナー資格保有者1名以上及び、kintone 認定カスタマイズスペシャリスト資格保有者1名以上を配置すること。
- (2) 過去3年以内に、自治体における浄化槽台帳管理システムの導入実績があること。
- (3) 本業務又は本業務に関連する事項について、本市から依頼又は問合せがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。
- (4) 定期的に協議を実施できる体制を整備すること。
- (5) 本業務を確実に実施・履行する組織体制及び連絡体制を示すこと。
- (6) 本業務の履行場所は受託者で用意すること。

8 成果物

次のものについて電子データにより本市が指定する方法・期日までに納品すること。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) 構築システム
- (3) 設計書
- (4) 定期打ち合わせの議事録
- (5) システム操作手順書

9 その他

- (1) 本業務を適切に遂行するため、必要に応じて、随時本市と協議を行うこと。
- (2) 業務の実施に際しては、本市の指示に従うこととし、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合については、本市と協議の上決定するものとする。
- (3) 業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ときは、当該業務範囲につき、あらかじめ本市と相談の上、承諾を得ること。また、再委託させたときは、受託者は本市に対して、再委託させた者の商号又は名称その他必要な事項を通知すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、本業務を通じて知り得た情報を機

密情報として適正に管理することとし、当該情報を本業務の目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。契約が終了し、又は解除した後においても同様とする。なお、本業務の履行に当たる受託者の使用人及び再委託先も同様の責務を負う。